

# 岐阜県公報

第 二 千 四 十 二 号  
平成二十一年四月二十四日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

瑞穂市の区域内の字の区域変更  
 輪之内町の区域内の字の区域変更  
 豚のオーエスキー病の検査の実施  
 保安林に指定する予定である旨の通知

(市町村課) 二九五  
 (同) 二九六  
 (畜産課) 二九六  
 (治山課) 二九六

### 公 示

羽島郡広域連合の規約の変更許可  
 もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更許可  
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
 岐阜県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の変更

(市町村課) 三〇一  
 (同) 三〇一  
 (商業流通課) 三〇一  
 (畜産課) 三〇二  
 (農地計画課) 三〇五  
 (建設政策課) 三〇五  
 (都市政策課) 三〇五  
 (西濃農林事務所) 三〇六  
 (中濃農林事務所) 三〇六  
 (同) 三〇六  
 (下呂農林事務所) 三〇六

県営土地改良事業の変更計画の決定  
 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し  
 関都市計画の図書の縦覧  
 土地改良区の定款の変更認可  
 土地改良区役員の就任  
 土地改良区役員の退任及び就任

同

正 誤

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則中訂正

(人事課) 三〇八

## 告 示

岐阜県告示第三百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、瑞穂市の区域内の字の区域を変更した旨瑞穂市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
生津字西川原	本田字追付の一部、字大道下の一部、字八幡東の一部

この処分は、平成二十一年六月一日から効力を生ずる。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 掲示場  
県庁及び瑞穂市役所
- 二 掲示物  
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間  
平成二十一年四月二十四日から  
同 年五月十五日まで

岐阜県告示第三百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、輪之内町の区域内の字の区域を変更した旨輪之内町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
松内字東川並	大吉新田字大樽川通堤外の一部
松内字道前	大吉新田字新左地の一部
松内字昭和	松内字道前の一部、字出口の一部
松内字出口	松内字昭和の一部
松内字蒲原	松内字出口の一部、字菱池の一部、字大正の一部、字村西の一部
松内字村西	松内字昭和の一部、字出口の一部
松内字宮上	大吉新田字新左地の一部、松内字道前の一部、字昭和の一部、字村西の一部
藻池新田字古川	大吉新田字屋敷尻の一部
海松新田字古川	藻池新田字西坪の一部
大吉新田字屋敷尻	海松新田字古川の一部
大吉新田字八神	海松新田字古川の一部

この処分は、県営土地改良事業（輪之内南部地区第4工区及び第5工区）に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 揭示場

県庁及び輪之内町役場

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成二十一年四月二十四日から  
同 年五月十五日まで

岐阜県告示第三百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日

平成二十一年四月二十四日から平成二十二年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町時山字昆沙門六四四の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町新張字コウド洞二二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛驒温泉郷栃尾字下栃尾平四六七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市漆垣内町一八五三の一、一八五三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市石浦町三七九〇の三、三七九一の一、三七九一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

岐阜県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市葛原字見舞二五六五の一、二五六五の四、二五六六、二五六七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市小坂町大垣内字湯口一九〇一の一八
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町赤沼田字ノクン洞一一五から一一九まで、一一二二、一一二三の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字高畑四三九六の一から四三九六の四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東津汲字大河原一〇八二の二、字小津街道一〇八六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町日坂字上野街道一九八八、字草居原一九八九、一九九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東津汲字上山七三〇〇三、七三〇〇四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上山七三〇の三・七三〇の四(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町下佐見字小峠二七七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小峠二七七〇(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

羽島郡広域連合の規約の変更許可

羽島郡広域連合長から申請のあった羽島郡広域連合の規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により平成二十一年三月三十日付けで許可したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更許可

もとす広域連合長から申請のあったもとす広域連合の処理する事務及び規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により平成二十一年三月十九日付けで許可したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年四月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年四月十日

二 届出者の氏名又は名称

大和情報サービス株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー池田店

揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 午前十時(ただし年間三十日は午前九時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分～午後九時三〇分

(変更後) 午前九時三〇分～午後九時三〇分

(ただし年間三十日は午前八時三〇分～午後九時三〇分)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年四月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年四月十日

二 届出者の氏名又は名称

大和情報サービス株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー池田店

揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)ゲンキー池田店

(変更後) ゲンキー池田店

岐阜県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画の変更

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第八条第四項の規定により、岐阜県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を変更したので、同項の規定によりその概要を公表する。

なお、その計画は、岐阜県農政部畜産課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

本県においては、畜産農家等による家畜排せつ物処理施設の整備や、県、市町村、農業関係団体の連携・指導によって畜産環境対策を推進した結果、平成18年12月1日現在で「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)」



(以下「家畜排せつ物法」という。)に基づく管理基準は、すべての適用対象農家において遵守されている状況となった。

しかし近年、畜産経営の大規模化、地域的偏在が進展した結果、生産された堆肥を管内または地域内でいかに有効に利用していくかが新たな課題となっている。

このため、今後も関係機関等が一体となって、次に掲げる事項に留意し、平成27年度を目標として、家畜排せつ物の利用促進を図るための取組を計画的に推進するため、本計画を策定する。

第1 家畜排せつ物の利用の目標

1 畜産の現状

県内の飼養頭羽数は、平成19年において乳用牛9千5百頭、肉用牛3万7千頭、豚10万5千頭、採卵鶏470万羽、ブロイラー83万羽であり、乳用牛、ブロイラーを除いては、前年比で若干増加している。

畜産産出額は、平成18年度において約437億円であり、農業産出額約1,236億円の32.4%を占めている。

2 家畜排せつ物の利用の現状と課題

・家畜排せつ物の利用の現状

県における平成18年度現在の年間家畜排せつ物発生量は、1,080.2千トンと推定され、そのうち、浄化処理及び業者委託処理されている分を除く、971.5千トンが農地還元等により適正な利用がされており、家畜排せつ物の発生量に対する利用率は89.9%となっている。

・家畜排せつ物の利用の課題

畜産農家の高齢化に対応するため、堆肥散布労力の軽減のための堆肥散布作業を請け負うコントラクターの育成が急務となっている。  
また、耕種農家側に対しても堆肥散布がしやすいように雇場の連担化を推進する必要がある。

耕種農家の堆肥に対するニーズに対応するため、米価の下落が続く水稲農家において、少しでも安価な堆肥を、一方、トマト、ほうれんそう等の野菜農家は、完全で肥料成分が保証されている堆肥を必要としているなどニーズを的確に把握した堆肥づくりを求められている。

3 家畜排せつ物の利用の目標

(1) 耕畜連携の強化

本県では、平成18年に農政部畜産課を事務局とした「岐阜県耕畜連携農業推進連絡会議」(以下「県連絡会議」という。)及び各地域(5地域)を所管する現地機関畜産担当部局を事務局とした「地域連絡会議」を設置し、耕畜連携の強化を図っている。

(2) ニーズに即した堆肥づくり

平成27年度における本県の家畜排せつ物の発生量については、1,048.3千トンと推定される。

堆肥の利用促進に当たっては、平成18年度に、本県独自で「堆肥を利用していない稲作農家」を対象として、今後の堆肥利用についての意識調査を行ったところ、堆肥を利用しない要因として堆肥の散布労力の問題及び堆肥の成分の問題があることが判明した。

この意識調査の結果は、「県連絡会議」及び「地域連絡会議」を通じて、県下の関係機関や畜産農家等へ提供した。今後も「県連絡会議」及び「地域連絡会議」を中心に耕種農家が求める堆肥の要望を適切に畜産農家に提供することで、耕種農家のニーズに即した堆肥づくりを推進していく。

(3) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用等の推進

現在、民間企業において、独自に鶏ふんボイラー発電に取り組む計画を検討中であること、メタン発酵等に取り組む計画を取り入れたバイオマススタウン構想を策定中である市町村があること等を踏まえて、これらの計画の情報収集に努め、事業化等の要望があれば速やかに対応する。

(4) 家畜排せつ物の利用の目標

家畜排せつ物は、従来から本県農産物及び飼料作物生産において、肥料として有効利用されてきたが、今後は、耕畜連携の強化、ニーズに即した堆肥づくりのさらなる推進を図ることにより、家畜排せつ物利用量は、960.7千トン、家畜排せつ物の発生量に対する利用率は、91.6%を目標とし、さらなる有効利用を図る。

第2 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

1 本県における施設整備の現状と基本的考え方

個人処理施設については、堆肥舎720ヶ所、強制発酵施設208ヶ所、乾燥施設212ヶ所、液肥化施設26ヶ所、浄化処理施設57ヶ所であり、生産された堆肥は、主に自家利用されている。

共同処理施設については、堆肥舎50ヶ所、強制発酵施設40ヶ所である。このうち農協等が設置主体となった比較的大規模なものが36ヶ所であり、こうした堆肥センターを中心に堆肥の広域的な流通利用が図られている。

平成18年12月現在の家畜排せつ物法適用対象農家858戸のうち、施設整備による対応778戸、簡易対応36戸、処理委託・直接散布・発酵床等の施設以外による対応44戸であり、適切な対応が図られていると言える。

・本県における施設整備の基本的な考え方  
簡易対応農家や規模拡大を行う農家等については、必要に応じて恒久的な家畜排せつ物処理施設の整備を推進することとする。

急速な都市化が進展している地域においては、家畜排せつ物の処理過程で発生する臭気への対策のため、処理施設に付帯する脱臭装置等の導入を検討することとする。

これまでに家畜排せつ物処理施設の整備が完了している農家については、今後においても適切な家畜排せつ物処理を図るために、施設及び機械の保守・管理や老朽化に対応した更新等を推進していく。

堆肥の利用の増加が見込まれる地域においては、堆肥の利用促進を図るため、堆肥の保管施設や運搬、散布のための機械等の整備を推進していく。

2 地域ごとの施設整備の方向

本県では、安全・安心・健康な農産物を提供するため、家畜排せつ物等の有機物を有効に活用し、環境にやさしい農業を目指すことを目的に「ぞふクリーン農業」(従来に比べ化学合成農薬・化学肥料をそれぞれ30%以上削減した栽培方法)を推進している。

この「ぞふクリーン農業」への取組が、家畜排せつ物の大きな利活用方策となっていることも考慮しながら、「地域ごとの施設整備の方向」を定めた。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

1 技術開発の促進

現在家畜排せつ物の利用促進に対して、耕種農家のニーズに即した十分な堆肥の生産や都市部における家畜排せつ物処理時の臭気対策、環境負荷の低減と地域の有機質資源としてのリサイクルが求められている。

これらの課題に対応するため、県畜産研究所及び県農業技術センターが中心になっ

て低コストで実用的な技術開発を推進する。

2 指導体制の整備

本県においては、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産の健全な発展及び資源循環型畜産を確立するため、県、市町村、農業関係団体、農協等が家畜排せつ物の処理・利用に関する指導を担ってきている。

このため、これら機関の職員が、国や関係中央団体が開催する研修会及び講習会等に積極的に参加することにより、本県における中核的な指導者の養成を図るものとする。

3 畜産農家及び耕種農家の技術習得

試験研究機関等で開発された技術が、実際に生産現場で活用されるために畜産農家は、技術研修会等への積極的な参加を通して、畜産環境保全に関する技術・知識の習得に努めるものとする。

また、耕種農家も技術研修会等に積極的に参加するとともに、土づくりや効率的・効果的に施肥等を行うのに必要な技術・知識の習得に努めるものとする。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

1 資源循環型畜産の推進

「ぞふ農業・農村振興ビジョン(平成18年12月)」によれば、本県の飼料自給率は、平成16年度現在で24%であり、畜産農家は飼料の多くを海外からの輸入に頼っている状況である。これを堆肥利用により生産した自給飼料に置き換えて資源循環型畜産の推進を図ることは、重要なことである。

このため、県、市町村、農業団体等は、県や国の助成制度等を活用して、耕作放棄地、野草地、林地等の未利用土地資源を自給飼料生産の基盤として利活用することを推進するものとする。

2 消費者等の理解の醸成

本県の畜産業が、今後も健全な経営を持続していくためには、畜産業に対する消費者や地域住民の理解を深めることが重要である。

このため、関係者は一体となって、農業団体等が主催する行事等において、畜産農家が良質な畜産物の生産や畜産環境保全対策に取り組んでいること及び家畜排せつ物の利用促進が資源循環型社会の構築に一定の役割を果たしていること等について、食育の観点も含めて、消費者や地域住民に対する普及・啓発に努めるものとする。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
小坂地区	小坂振興事務所前掲示場	平成二一・四・二四から 同 五・四・二七まで

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十一年四月一日	名岐設備工業有限公司	代表取締役 安田 重樹	岐阜市蔵前五丁目二四番一	般十六一 四八三一	管工事業
平成二十一年四月一日	河上塗装有限公司	代表取締役 河上 路雄	岐阜市六条福寿町七番一三	般十七一 五四二六	塗装工事業
平成二十一年四月一日	株式会社 クリエイ	代表取締役 田口 役	本巣郡北方町長谷川西三丁	般十六一 〇一四三八	建築一式工事業

一日	シヨンス ベース 工房田口 事務所	洋男	目七四番地の		
平成二十一年四月一日	幸栄建設株式会社	代表取締役 岩崎 憲司	大垣市御殿町一丁目一〇番地	般十八二 〇〇〇四五	建築一式工事業
平成二十一年四月一日	株式会社 寺井工務店	代表取締役 寺井 和平	揖斐郡揖斐川町東津汲九八八番地の一	般十八一 四三五一	土木一式、とび・土工・コンクリート、石、ほ装、塗装、造園及び水道施設工事業

教示

この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に岐阜県知事に異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、処分の日から一年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。）。また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して六箇月以内に岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内であっても、処分又は決定の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関都市計画道路

三・五・十二号 東本郷鑄物師屋線

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び関市建設部都市計画課

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
旧 十三ヶ村土地改良区	平成二一・四・二四

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
洞戸村片赤祖父土地改良区	平成二一・三・二四	理事	長屋信明	山県市柿野	一一九七番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
中濃用水東部土地改良区	平成二一・三・三三	理事	服部誠	美濃市横越	五四八番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
同	同	同	服部正勝	美濃市横越	七四〇番地
同	同	同	太田茂	同	七六八番地
同	同	同	村井錦夫	関市広見	七三三番地
同	同	同	辻和信	同	五六九番地
同	同	同	永田宗夫	関市植野	二二一番地三
同	同	同	武藤正剛	同	七九九番地二
同	同	同	今井武夫	関市千疋	三三番地
同	同	同	片桐照司	同	一三九四番地
同	同	同	篠田悦雄	関市池尻	二七五番地一

中濃用水  
東部土地  
改良区  
平成  
二・四・一  
理事 服部正勝 美濃市横越 七四〇番地  
同 梅田義幸 同 極楽寺 八〇二番地一  
同 山本勝昭 関市池尻 二九七番地  
同 青山清美 同 一九七番地  
同 今井武夫 関市千疋 三二番地  
同 武藤正剛 同 八〇〇番地二  
同 永田宗夫 関市植野 二二一番地三  
同 辻和信 同 五六九番地  
同 村井錦夫 関市広見 七三三番地  
同 堀 鍊太郎 同 三三一番地  
監事 梅田優市 美濃市極楽寺 四九番地  
同 山本武 関市池尻 一五六九番地一  
同 中村隆樹 同 千疋 七一三番地三  
同 奥田國勝 同 広見 九四八番地

土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員  
土地改良区  
下呂市萩原町上呂  
改良区  
平成  
三・一・一〇  
理事 今井義男 下呂市萩原町上呂 三三〇四番地

就任した役員  
土地改良区  
下呂市萩原町上呂  
改良区  
平成  
三・四・一  
理事 金子平和 下呂市萩原町上呂 三四五番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員  
土地改良区  
下呂市萩原町上呂  
改良区  
平成  
三・三・三  
理事 黒木利夫 下呂市萩原町跡津 四八番地  
同 青木由明 同 三四九番地一  
同 熊崎孝一 下呂市萩原町西上田 三八六番地二  
同 阪中賢一 同 三一八番地  
同 奥田一彦 同 四五五番地  
同 奥田嘉明 同 四六四番地  
同 日下部良樹 同 七四三番地  
同 奥田博之 同 一一三三番地一  
同 奥田孝男 下呂市萩原町跡津 四九四番地一  
監事 奥田庸二 同 西上田三三九〇番地二  
同 稲葉紀昭 同 一一三四番地一

就任した役員

土改 良区 名	就 任 日	役 名	氏 名	住 所
萩原町 西南部 土改 良区	平成 二〇 一〇 年 四 月 一 日	理 事	島 尻 光 男	下呂市萩原町跡津 一九九番地
		同	熊 崎 義 弘	同 一四番地
		同	熊 崎 誠	下呂市萩原町西上田 一五番地
		同	日 下 部 啓 次	同 三八七番地
		同	奥 田 一 彦	同 四五五番地
		同	日 下 部 周 一	同 四四五番地
		同	佐 古 祐 三	同 一一〇番地
		同	泉 田 修 作	同 一五九四番地
		監 事	日 下 部 靖 臣	同 七五二番地
		同	桂 川 眞 澄	下呂市萩原町跡津 三四番地
		同	和 田 三 津 男	同 西上田 一〇四六番地

正 誤

(原稿誤り)

平成二十年十二月一日号外(二) 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第七十八号) 一頁下段前から十行

「 第三条の表教育長の項に次の一号を加える。

八十五 教育委員会の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第

三号の公益法人をいう。)、特例民法法人(一般社団法人及び一般

律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施

整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号) 第四十二条第二

条をいう。以下同じ。)、及び移行法人(同法第二百二十三條第

二条に規定する行政庁が行うものに限る。)

目から二十行目中

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

「 第三条の表警察本部長の項第五号を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号) 以下この項において「整備法」という。第四十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)

備法第三十一条第一項の規定により整備法第四十五条除く。のう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第三十二条の二第二項第一号から第九号まで)

和四十年政令第九十六号) 第二百七条第一項第三号の施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号) 第四十七條の証明、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号) 定による認定及び法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令) 第四十條の三第一項第三号の規定による認定及び租税特別年大蔵省令第十五号) 第二十三條の三第四項の規定によ

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執

社団法人及び公益財団法人のする法律(平成十八年法律第十條第一項の規定により存続六條第一項(整備法第二百十條の登記をしていないもの(整備法) 第二百二十三條の三第四項の規定による認定及び租税特別年大蔵省令第十五号) 第二十三條の三第四項の規定によ

察本部長の項第五号の規定は、なおその効力を有する。

関する法律（平成三年法律第  
に掲げる事業を主たる目的と  
のに係る所得税法施行令（昭  
規定による認定及び所得税法  
二第三項第一号八の規定によ  
第七十七条第一項第三号の規  
令第十二号）第二十四条第三  
三十二年政令第四十三号）第  
措置法施行規則（昭和二十二  
る証明については、改正前の  
行に関する規則第三条の表警  
の誤り。

「

平成二十一年四月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社